

番 号 : 180593

国 名 : ブルンジ

担当部署 : アフリカ部アフリカ第一課

案件名 : 平和構築アセスメントに係る情報収集・確認調査 (平和構築アセスメント)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 平和構築アセスメント
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年2月上旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 0.50M/M、合計 1.25M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地派遣期間 整理期間
10日 15日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月16日 (水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタ
ービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単
独型)) >業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください
い。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
だいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月25日
(金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) コンサルタントの経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	政治・社会状況調査に係る各種業務
対象国／類似地域	ブルンジ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

ブルンジはツチ族とフツ族の2民族により社会が構成されているが、1962年の独立以降繰り返されたクーデターや武力衝突において、民族意識が政治対立に利用されたことにより先鋭化し、権力掌握したツチ系政党による圧政、反政府組織による蜂起と軍による徹底攻撃等対立が激化した。1993年には大統領暗殺に端を発した武力衝突に国軍が介入し内戦状態となり、100万人以上の国内外避難民が発生する事態となった。その後、2000年8月に周辺諸国の仲介によりブルンジ政府と17の政党との間で停戦合意が締結され和平プロセスが開始、暫定政権による新憲法の制定の後、2005年6月の選挙によりフツ系政党であるCNDD-FDD党が与党となり、ンクルンジザ大統領が就任した。

同大統領は2010年の総選挙により再選されたが、その間、同大統領の権限強化や対抗勢力への圧力・弾圧等による政治闘争が続き、2015年には憲法では認められていない連続三期目の大統領就任に向け選挙を強行、これに反対する国軍によるクーデター未遂の発生、野党支持者や反政府グループによる抗議デモ、警察隊との衝突、反対派政府要人や政治活動家に対する襲撃等、政治的・社会的混乱、人権・治安状況の悪化が見られた。その後、政府の鎮圧による反政府勢力の弱体化、国軍と警察の内部統制強化等により治安は改善傾向となり、最近では、2018年5月の憲法改正に係る国民投票も大きな混乱なく終了し、同大統領は2020年の大統領選挙への不出馬を表明するなど政治情勢も落ち着きが見られ、国民和解と民主化に向け、平和の定着を優先課題として復興の努力を続けている。

JICAはブルンジに対し、「持続的な経済成長への転換と社会開発基盤の整備」を基本方針として運輸インフラ、農業、保健分野を中心に事業を展開してきたが、2015年の政治情勢及び治安の悪化によりJICA邦人関係者は国外退避を余儀なくされた。現在は渡航期間及び地域を限定した上で邦人関係者の渡航を認めているが、現地治安情勢が改善されたことを受け、中断した事業の再開及び邦人関係者による現地活動を徐々に本格化すべく準備を進めている。

JICAでは「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック（2017年2月）」（以下「PNAハンドブック」という。）に基づき、紛争終結の兆しを受けて支援開始・再開が見込まれている時、または政治・治安情勢が悪化した時など、協力展開の意義やタイミングの見極め、協力内容の検討に活用するための状況把握の一環として、Peacebuilding Needs and Impact Assessment（以下「PNA」という。）を実施することとしている。ブルンジに関しては2010年にPNAを実施しているが、2015年の政治的混乱及び治安悪化に係る背景、政府・反政府勢力等国内ステークホルダーの変化、国際社会の評価等を改めて把握する必要がある。

本調査は、2010年以降のブルンジの政治・治安情勢の背景・経緯を分析、最新の政

治状況を把握し、2010年のPNAにより作成された「国レベル平和構築アセスメント基礎資料」（以下「PNA基礎資料」という。）を更新することにより、今後の協力方針及び事業展開の検討に資する情報の収集・分析、及び事業実施上の留意点を整理することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、PNAハンドブック及びPNA基礎資料（2010年）の内容を十分に把握のうえ、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、ブルンジの平和構築アセスメントに係る以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年2月上旬～中旬）

- ① 以下の作業により、2010年以降の政治・治安情勢及び国連や周辺諸国等国際社会の平和構築に向けた動きに係る情報を収集、整理する。
 - ア) 国内で入手可能な資料（各種書籍、学術論文、関連ウェブサイト等）からの情報収集
 - イ) 日本国内及び国外（テレビ会議、メール等による）の関係者・有識者からの聞き取り
- ② 上記①で収集した情報と現地調査で入手・検証すべき情報を整理し、必要に応じ、ブルンジ側関係機関や国際機関・他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 上記①及び②の結果を踏まえ、当機構のPNAハンドブックを参照の上、現地調査における対処方針を含む本業務に係るワークプラン（案）、ブルンジPNA基礎資料目次（案）を作成する。
- ④ 対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年2月下旬～3月中旬）

- ① JICAルワンダ事務所との打合せに参加し、必要に応じ現地調査日程の調整を行う。
- ② ブルンジ側関係機関や国際機関・他ドナー等にヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。
- ③ 収集した情報・データを分析し、現地調査結果の概要について、PNAハンドブックを参考にし、次の項目に沿って取りまとめ、ブルンジPNA基礎資料（案）を作成する。具体的には以下のとおり。なお、（国内）と記したものについては、上記（1）国内の準備期間①の情報収集にて着手が可能なものを指す。
 - ア) 紛争の経緯と要因分析（国内）
 - イ) 政治・行政、経済・産業、社会・治安の現状分析（国内）
 - ウ) 現地の復興支援体制（国内）
 - エ) ステークホルダー（国・地域レベル）の動向及びステークホルダー間の関係性の分析（国内）
 - オ) 国際社会の支援動向（国内）
 - カ) ブルンジ国内各地域の特徴
 - キ) 不安定要因・安定要因分析
 - ク) 今後の見通し・注目点

ケ) 事業実施上の留意点

- ④ 上記③に基づき調査結果全般をJICALワンダ事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年3月中旬)

- ① 担当分野に関する収集資料の整理・分析、収集資料リストの作成を行う。
② 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
③ ブルンジPNA基礎資料(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン(和文、電子データのみ)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業務期間開始までに作成。業務の具体的内容等を記載。

(2) 現地業務結果報告書(和文、電子データのみ)

現地業務期間終了時に、現地JICA関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。

(3) 業務完了報告書(和文、電子データのみ)

本調査の完了を確認するためのもの。ブルンジPNA基礎資料(案)を添付。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください)。航空経路は日本(例:成田/羽田)⇒ドーハ⇒ルワンダ(キガリ)⇒ブルンジ(ブジュンブラ)を標準としますが、JICALワンダ事務所での打ち合わせのため、ルワンダ(キガリ)は必ず経由することとします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

(3) 一般管理費等率

本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2019年2月27日～3月13日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 平和構築 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 平和構築アセスメント (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
通訳 (仏語-英語) の提供。なお、本コンサルタントは仏語は必須ではないが、仏語ができれば望ましい。
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のアポイント取得
- カ) 執務スペースの提供
JICAブルンジフィールドオフィス内に作業スペースあり

(2) 参考資料

- ① 以下の平和構築アセスメントマニュアルは当機構ウェブサイトで公開されています (<https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/more.html>)
 - ・紛争予防配慮・平和の促進ハンドブックーPNA (平和構築アセスメント) の実践ー
- ② 本業務に関する以下の資料を当機構アフリカ部アフリカ第一課 (TEL:03-5226-8280) にて配布します。
 - ・国レベル平和構築アセスメント (PNA) 基礎資料 ブルンジ共和国 (2010年3月)
- ③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:
 - ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）のコンサルタントの提案を求めている制度ですので、複数のコンサルタントによるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAルワンダ事務所及びブルンジフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定のコンサルタントを登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上